

第 10 回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和 2 年 9 月 29 日（火）13 時 05 分～15 時 05 分

方 法：Web 会議

出席委員：（8 名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、
大橋正春委員、加藤一彦委員、高橋秀禎委員、
谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長、服部富男副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、米澤明子主査、
長谷川智史主任、松井祥嗣主任

傍聴者：15 名

金井座長

ただいまから、第 10 回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会します。
本日は全員出席ということでございます。大橋先生はカメラの調子が悪いと
いうことですが、声で確認できましたので全員本人が出席ということになりま
す。どこかの高校では違う生徒がずっと高校に通っていたという事件が発覚し
たという、ちょっとオンライン時代で不思議なことが起きたりしていますが、本
日全員出席です。余計なことと言ってすみませんでした。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのお願いというこ
とであります。三重県議会議事堂で傍聴される方については、いつものようにマ
スク着用など咳エチケットにご協力をいただければと思います。それから、開始
から 1 時間後に 5 分の休憩を行いますので、その際は換気を徹底していただけ
ればと思いますので、傍聴者の方などは会議室からの退出をお願いします。

いつもの通り、以後は回線への負担を避ける意味で発言者以外の方はカメラ
をオフにいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

それでは、資料でございますけれども、お手元のほうにまず事項書が A 4 の 1
枚、それから資料 1 といたしまして、A 4 の冊子でございますが、最終報告の座
長案の本冊でございます。それから、資料 2 といたしましては、最終報告の座長
案の参考資料というものでございます。資料は以上でございます。

金井座長

よろしいですか。

もし何かなければ、早速調査に入りたいと思います。

本日は最終報告書の座長案について議論をしていきたいと思います。前回、座長素案についてご議論いただいたことを踏まえ、加筆修正したものが今回の座長案ということになります。流れとしては前回同様、まず事務局に最終報告書の座長案を簡単に説明していただき、その後すべての範囲を一括して自由にご議論いただきたいと思います。

また、可能であれば本日最終報告書について座長一任までとりつけさせていただければと思いますので、ご協力お願いできればと思います。そこまでご協議を深めていただければと思います。細かなところも含めて具体的な加筆修正についてもご指摘をいただければと思います。文案を確定いたしませんと、座長一任ということで私の方で考えなければならなくなりますので、そうしますと必ずしも思いが十分上手く文字化できないこともありますので、具体的な修正案についてもぜひお出しいただければと思います。

それでは、まず最終報告書の座長案について事務局に説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧くださいと思います。この資料は前回の会議で座長素案としてお示しをしたものをベースといたしまして、主に前回ご議論をいただきました内容に沿って追記ですとか修正を行うとともに、文言整理を行ったものでございます。

それでは、素案からの主な変更部分についてご説明させていただきます。

10 ページをご覧くださいませでしょうか。3番の現地調査の結果という項目でございますが、ここはこの第1章につきましては、調査の前提となる、議論の前提となる事項を記述している部分でございますが、その3番といたしまして新たに追加をしたものでございます。

続きまして、12 ページをご覧くださいと思います。12 ページの一番下の段落、「なお」の段落でございますけれども、その真ん中辺以降でございますが、その次のページに地制調の答申がございますけれども、その内容というのはこれまで述べてきた、この報告書で書いてきたことと同様の趣旨の記述があるということをおの段落の下半分のほうで書くということで修正をさせていただきます。

続きまして、14 ページでございます。(2) 対象の変化という項目の1 段落目でございますけれども、4 行目あたりに真ん中辺にインフラ整備とか社会福祉の安定というのがございますが、これは人口減少が著しい地域を優先するというふうな具体的な例示を追加するというので、この項目を入れてございます。

例示ということでございますので、この段落の一番最後の文でございますが、こういう考え方もあるなど、様々な考え方があり得るということで文末のほうの修正をしております。

それから、段落1 つ飛ばしまして3 つ目の段落、「その上で」という段落でございますが、ここでは「その上で前述した現地調査の結果や第三次行動計画の方向性も踏まえると」というところを追加しております。

めくっていただきまして、15 ページのほうをご覧くださいと思います。ここの3 つ目の段落、「人口の地域間格差が」という段落でございますが、ここの2 行目につきましても「インフラ整備とか社会福祉の安定等」という部分について追加をしております。ここが先ほどの追加した部分については、これは県の役割の変化について述べておまして、この部分はそれに伴って議会のほうが変わるということで、同じような例示を追加したところでございます。同じ段落の5 行目、「従って」というところですが、ここにつきましても、現状三重県議会につきましても、基本的な計画、総合計画ですとか行動計画については議決事項ということで定められておりますので、その議決にあたっての議論を行って県政の政策の方向性を判断することが重要であるという一文を追加しております。

次は18 ページをご覧くださいと思います。一番下の「また」という段落でございますけれども、次のページにまたがった段落になりますが、ここは元々「利害関係の軸」という表現を使っていた部分なんですが、少し噛み砕いた表現にするということでございましたので、そこらへんを意識しまして、わかりやすいような形で修正をさせてもらっております。

続きまして、30 ページをご覧くださいと思います。ここからは第3 章になります。これの1 番の総定数の在り方の2 つ目の段落「まずは」というところでございます。「まずは」の次に「一般論として」という文言を追加させていただきます。一般論として、人口減少に沿って総定数を削減することが基本となると。その次に「ただし」という言葉を入れさせていただいて、文のつながりを考えた修正をしているというところでございます。

続きまして、32 ページをご覧くださいと思います。一番上の段落につきましても、ここは必要定数の積み上げ方式での考え方について記述した部分になりますが、この真ん中辺6 行目の一番最後「また」以下、「また、論理的には」というところですが、この部分について積み上げ方式の方法の例示を新しく追

加をさせていただいております。

続きまして、33 ページをご覧くださいと思います。2 段落目の「一方で」というところなんですけれども、一人区は無投票当選が多くなるというふうなことの趣旨なんですけれども、三重県の状況は少しそれと違うということもありまして、三重県の状況を加味した修正を行っております、具体的には 3 行目の終わりのほうですが、「三重県では相対的に二人区が多いため顕著には表れていない」ということを追記させていただいております。

次に、34 ページをご覧くださいと思います。ここの 1 段落目「ただし」、それから 2 つ目の「しかしながら」という段落ですが、無投票当選という話と一人区の関係について、必ずしも一人区だから無投票当選になるという関係ではないという辺りを少し補足をさせていただいた記述にしております。

それから、35 ページをご覧ください。3 行目「なお」以下の段落でございますが、ここは元々比例代表制と小選挙区比例代表並立制についてまとめて書いておったんですが、それを分割して分けて整理をさせていただきました。

36 ページをご覧ください。真ん中の四角囲みで公職選挙法がありますが、その下の段落「人口が変化している中で」という部分でございますけれども、この 3 行目の後ろのほう「第三者機関を活用するなど」というところで、定数を見直す仕組みとして第三者機関を活用するなどということを入れさせていただいております。

それから、37 ページでございますけれども、一番下の段落「また」というところから次のページにかけてでございますけれども、ここは 38 ページの 2 つ目の段落「したがって」というところ、元々合理的かつ最小限度にとどめるべきだというふうなことで書いておったんですが、「最小限度」という文言を削らせていただきました。それに伴いまして、先ほどの 37 ページ一番下の「また」の段落を追加してございまして、「また」の段落の趣旨としましては、この次のページに逐条解説がございまして、その趣旨をこの段落のほうで書かせていただいたということでございます。

続きまして、39 ページでございます。この真ん中辺以下の段落と、あと次のページの上から 3 つの段落、この辺につきまして、前回の会議では特別の事情に関して具体的なことについては言い切らないということ、それから最終的には議会のほうで検討して県民に説明できるようにすることというふうなところでご議論いただいたことを踏まえまして、その具体的な特別の事情に関しては言い切らないというところから、少し語尾を変えさせていただいた部分ですとか、40 ページの 2 段落目以降「しかし」とその次の「なお」という段落については新しく追加をさせていただいた部分でございます。

それから、同じページ、40 ページですが、一番下の段落「過去の判例を見る

と」というところがございますが、一票の較差については3倍未満というところについて少しデータも踏まえて補足をした段落でございまして、この40ページの一番下の段落、過去の判例は42ページのほうでデータを追記してございまして、それを少し分析したものが40ページの一番下の段落になります。それから、41ページのほうも続いてございまして、その2つ目の段落「また、他都道府県議会の状況を見ると」これにつきましては、資料が43ページのほうに新しくデータを追加してございまして、他の都道府県の選挙の状況をデータとしてお示ししてございまして、この状況を先ほどの41ページの「また」という段落で書かせていただいております。あと、それを踏まえて、同じ41ページの一番下の段落「なお」の段落ですとか、あと欄外のほうに注をしておりますけれども、こゝら辺を追加してございます。

それから、46ページをご覧ください。一番上の段落が今回追加をしております、一票の較差の中で定数の見直しを行う必要があるということを追加してございまして、ここも先ほどと同じような感じで第三者機関を活用するなどということで書かせていただいております。

では、48ページをご覧ください。ここからは5番の「次の三重県議会議員選挙に向けて」というところがございますけれども、まず四角の囲みのあたりの(1)総定数というところですが、ここは先ほど本文のほうで修正をしたものに倣いまして、「一般論として」というあたりを追加してございます。

次のページ、49ページでございます。一番上のウでございまして、ここは項目名を少し修正して、「地域機関の均衡にかかる特別の事情」という表現にさせていただいて、あと四角の中身につきましては、これも先ほどの本文の修正に倣いまして修正をしております。

それから、次の項目エ「一票の較差」でございまして、これの下に※印が2つありまして、その2つ目の※印の一番最後の文章、「地域の特性を無視した合区は行わないこと」と。ここは前回少し誤解を招くということもございましたので、合区については、合区した後の地域の特性を無視してはいけないという趣旨で直させていただきます。

あと、50ページ「おわりに」でございまして、3段落目の「また」というところですが、ここは三重県議会基本条例第6条の2で不断の見直しを行うということについて条文、条項を明記したというところがございます。

次の段落「この規定を」というところがございますが、ここも先ほどと同じ趣旨で、「例えば、第三者機関の設置など」ということで見直しの議論をするということを追加してございまして、ここに元々一票の較差はないのが理想だという趣旨のことが書いてあったんですけども、そこは削除をしております。

本冊は以上でございまして、次に資料2のほうをご覧くださいと思います。

す。これは資料編という形で、前回の会議の結果を踏まえまして、新たに作成をしたものでございます。本文の直接の根拠となるような資料につきましては、先ほど見てもらいましたように、本編のほうで随時文章のほうに挿入してございますので、こちらのほうは参考資料という形で整理をしております。

では、まず1ページ目の目次をご覧いただきたいと思います。参考資料1につきましては、これは第8回の会議でお示しをしました市町別の配当基数を地図に落としたものでございます。参考資料2につきましては、これは前回の会議でお示しをしました区域別算出方法別の人口割の実定数の表でございまして、いずれの資料につきましても2045年の分まで作成をしております。定数につきましては、資料としてお示しした段階では51と45の2パターンでお示しをしておったところでございますが、今回1パターン増やしてございまして、人口減少に比例をして定数は減るとするとどうなるかという形で計算をしてパターンを追加しております。具体的に申し上げますと、2020年の推計人口と定数51をベースにして、2025年以降人口の減少に比例する形で定数を減らすというふうな形で計算をしております。結果としては、2025年以降、5年ごとに2人ずつ減っていくというふうなパターンでお示しをしております。この資料編自体かなりボリュームがある資料になりましたものですから、別冊という形で整理をさせていただいているところでございます。説明は以上でございます。

金井座長

すみません。今数分間ちょっと聞こえなかったんですけど、皆さんは聞こえていました？たぶん袖岡さんのほうから聞こえてなかったみたいなので、もう一回説明いただけますか。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。どこら辺からさせていただきますでしょうか。

金井座長

2045年の定数が減るくらいから、私は聞こえなかったんですけど。

事務局（袖岡政策法務監）

資料編の説明からでよろしいでしょうか。

金井座長

そう、資料編の説明あたりが聞こえなかった。

事務局（袖岡政策法務監）

それでは、改めまして資料編のほうを説明させていただきます。この辺の資料につきましては、前回の会議の結果を踏まえまして新たに作成したものでございまして。

金井座長

全く聞こえないんですけど。

事務局（袖岡政策法務監）

聞こえていますか。聞こえてないですか。

金井座長

今、復活しました。

事務局（袖岡政策法務監）

では、もし聞こえなかったら、またお声がけをいただければと思いますので、説明続けさせていただきます。

この資料としては2種類ございまして、目次のほうをご覧くださいますと、参考資料1については第8回の会議でお示しをした資料をベースにしておりまして、参考資料2につきましては、前回お示しをした資料をベースにして作らせていただいております。

ただ、2045年の分までを作らせていただいておりますのと、あと人口の算出のベースとなるパターンにつきましては51と45に加えまして1パターン増やしておりまして、2020年の人口と定数51というのをベースにして、それ以降5年ごとに人口に比例しまして定数を減らすというパターンで作らせていただいたものでございます。

あと、この資料編自体がかなりのボリュームになっておりますので、別冊という形で整理をさせていただくところでございます。説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございます。途中ちょっと音声は今日不安定みたいですが、また何かありましたら連絡いただければと思います。

それでは、最終報告書の座長案について議論を始めたいと思います。先ほど申し上げましたように、細かなところも含めて具体的な加筆・修正についてご指摘・ご提案をいただければというふうに思います。

意見のある方はカメラとマイクをオンにしてご発言をいただければと思いま

す。よろしく申し上げます。

加藤委員

加藤です。

意見というのじゃなくて、簡単な誤植の指摘ということでよろしいでしょうか。34 ページの一番下から2行目、「一票の格差」の「格」が「較」と統一をすると決めたので、ワープロの変換ミスだと思います。

あともう1箇所が42 ページの表があって、2つ表があると思うんですけども、2番目のほうの一番上、千葉県議会議員選挙のことです。ここで数字が3.98って書いてありますよね。その下の2.81で、これ「特性」になっています。「特例選挙区」です。その2箇所指摘しておきます。以上です。

金井座長

ありがとうございます。その旨、校正したいと思います。

他にはいかがでしょうか。

高橋委員

高橋ですが、よろしいですか。

まず、11 ページです。囲みの自治法の下のところ、用語の話なんですけれども、「「広域」が役割になる」という表現があるんですけども、少し読み取りにくいかなということだと思いますので、例えば行政という言い方をするのか、議会ですから行政というふうに特定するのが嫌であれば、「「広域」への対応」とか、こういうような用語のほうの方がよろしいのではないかと思います。

金井座長

広域への対応が役割になるんですね。そんな感じで「広域への対応が役割になる」と。

高橋委員

それと、これも用語なんですけれども、11 ページから12 ページにかけて「都道府県」という表現と「県」という表現と「府県」という表現が混在しているんですね。この辺は三重県というふうに特定するんだったら「県」でもよろしいと思いますけれども、それ以外であれば統一したほうがよろしいのではないかと思います。

金井座長

そうすると、具体的にはどこになりますかね。

高橋委員

「県」はそのままにしておいて、「府県」というものを「都道府県」に統一してしまうとか、「県」と今使っているところ。例えば、12ページの2つ目の段落の1行目に「府県同士の」とありますよね。こういうのをもう「都道府県」。下も「近隣府県」は「近隣都道府県」とかですね。

金井座長

こっちの2つ目は、大阪府とか京都府という意味での特定の意味ではないのですか。

高橋委員

ということであれば残してもいいと思うんですけど。

金井座長

大阪と連携しなければいけないのかと言われても、でも三重県は大阪のベッドタウンの地域もありますよね。たぶんこれは三重県の話だと思うのです。

高橋委員

そうすれば、そこは「府県」でもいいと思うんですけど。

金井座長

逆に言うと、大阪、京都は排除したほうがいいという場合には、「近隣県」にしたほうがいいですね。愛知県だけと。どうしますかね。

高橋委員

そこは事務局のほうにお任せしても私は結構です。

金井座長

私のイメージとしては、大阪くらいは論理的にあり得るだろうということですから。さすがに東京都や北海道との連携はあんまり考えていないと思うので。こちらは「府県」でいいと思います。

高橋委員

「府県」でいいですね。

それと、18 ページなんですけれども、16 ページから「民主的正統性」というのと、それから「(2) 多元的代表性」ということでの解説があるんですけれども、これの関係を少し、多元的代表性の最後の部分でいいと思うんですけれども、記載した方がよろしいのではないかと思っています。それは46 ページ、47 ページで「補完措置」のところちょっと簡単に触れてはいるんですけれども、例えば46 ページで「補完措置」が始まっていますけれども、これは多元的な利害・関心を議会に反映させるための補完措置だと。例えば「正式な議会の代表にならないにしても」とか、それから最後の47 ページのなお書きのところなんですけれども、「代表民主制をとる意思決定機関であることは忘れてはいけない」と、議会はですね。というような留保の記載があるので、結局民主的正統性と多元的代表性というのは、結局場合によっては矛盾するような場合もあり得ることなので、この辺のバランスが大切であるというような表現のものを18 ページの多元的代表性の最後のところに少し加えてはいかがかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

金井座長

大変貴重なご意見だと思いますが、皆さんいかがでしょう。
磯崎さん、何かご意見ありますか。

磯崎委員

ごめんなさい。特にありません。

金井座長

そうですか。チャットに何か文字が出ているんですけれども。

磯崎委員

この後のちょっと類似というかあれですが、別の箇所だと思いますので。

金井座長

またそのときに。

磯崎委員

ちょっと加筆するという感じです。すみません。余計なこと。後ほどまた。

金井座長

そうしますと、民主的正統性と多元的代表性の関係をちょっと加筆したほう

がよいのではないかということなんですが、どうでしょうか。具体的なアイデアがないと、なかなか難しいところなんですが。

高橋委員

具体的なアイデアというほどでもないんですけど、「(2) 多元的代表性」の後に、多元的代表性というのを確保することは非常に重要だけれども、場合によっては民主的正統性と相反するような場合もあり得るので、その辺の調整は重要であるみたいな、そんな2、3行でいいと思うんですけども、そのような表現で入れておいたらいかがかなというのは、私の意見でございます。

金井座長

そうしますと、19 ページの上から5行目くらいですね。多様な利害が議会の議論に反映できるような制度でなければならない。このように多元的代表性は重要であるが、民主的正統性を損なわない範囲でなければならない、とかですかね。民主的正統性との調和も必要であるとか。

高橋委員

調和とか調整程度でいいと思うんですけども。

金井座長

全体的に言うと、やっぱり民主的正統性といいますか、人口比例原則のほうが全面に出てきているので、それに対して地域間の均衡という意味でのバランスは考えられているんです。けれども、ただ同時に、多元的代表性というのは、男女が例えば1対1にもかかわらず、それさえも満たされていないという面も含めています。それは同時に民主的正統性とはあんまり矛盾しないということもあるので、矛盾するときには、ということですよ。少数派を代弁するような多元的利害の場合には人口比例原則と時に矛盾するかもしれないということです。わかりました。「多様な利害が議会の議論に反映できるような制度でなければならない。このように多元的代表性の確保は重要であるが、同時に民主的正統性と調和しなければならない」というくらいに書き加えるという感じですかね。

高橋委員

はい。それで結構だと思います。

金井座長

とりあえず今のところそれで、他の方のご意見もあるかもしれませんが、当面

そのような加筆でと思います。

高橋委員

とりあえず以上でございます。

谷口委員

金井先生よろしいでしょうか。

今の多元性のところに関して、18ページの「(2) 多元的代表性」というところで、前もちらっと言ったことがあったかもしれないですけど、第4段落に「シルバーデモクラシーの課題が生じている」というところがあります。これはたぶん三重県に限らずというお話なのかなとも思うんですが、シルバーデモクラシーはやはり高齢者のほうが投票率が高いとか、有権者の行動の結果として政治参加上の価値が上がっているということの結果としてのものであって、ここは「社会的実態としての～あるように」はなくてもいいかなと。県議会議員は選挙の結果としてそれを重んじるのは仕方がないけれども、選挙の結果と関係なく特定の利害・関心の代弁者であってはならないというほうが、規範的には良いかなというふうに感じていた次第です。

以上です。

金井座長

どういうふうに修正したらいいですか。

谷口委員

ここはつまりシルバーデモクラシーのところは書かなくてもよいのではないかなと。

金井座長

「全体の奉仕者でもあるため」で、いきなり「選挙区」につなげる。

谷口委員

ということにすると、要するに特定の利害・関心の代弁者は選挙の結果にかかわらず、特定に偏ってはいけないという趣旨になるかと思います。

金井座長

ちょっと私には異論があつて、選挙の結果であつてもダメだと思ひますが。

谷口委員

なるほど。

金井座長

もっと言えば、選挙の結果であればあるほどダメだと思います。

谷口委員

それはどうしてなんですか。

金井座長

まさに全体の奉仕者なので、自分が当選したいという私的利害に基づいて行動するというのには代表ではない。

谷口委員

なるほど。

金井座長

当選最大化行動をしているという事実的な説明と規範的な話は別じゃないかと。

谷口委員

なるほど。私はちょっと有権者ベースから考えてしまったのかもしれませんがけれども。

金井座長

有権者ベースでも一緒です。有権者の多い人に反応するということですよね。

谷口委員

そうですね。つまりそれは民主主義というのは有権者にとっても一種の競争の場で、自分たちの考えに近い人たちで頑張って参加して、自分たちの考えや利益というものを多数決原理で実現したいという意図もあると思います。もしそういったことと関係なく全体最適を議員が考えなきゃいけないとしたら、ある政策を推し進める人たちがたくさん頑張って投票に行こうというインセンティブがなくなってしまう。だからシルバーデモクラシーそれ自体がいけないというよりは、そういう傾向が高まるということは、もっといろんな属性の有権者が投票に行かなきゃいけないという文脈だと理解していました。

金井座長

どっちもあると思うんです。社会的実態といいますか、投票行動を前提にすると、政治家は当然それに左右されると。左右されるけれども、命令委任ではないということですよね。いずれにせよ「社会的実態」から「指摘もあるように」までカットすればいいですか。

谷口委員

はい。でも、先生方のおっしゃる意図もよくわかりました。

金井座長

シルバーデモクラシーだけを別に特出しする理由もないので。

谷口委員

はい。すみません。以上です。

金井座長

とりあえず「社会的実態」から「あるように」までを削除するということで考えてみたいと思います。

他にはいかがでしょう。

加藤委員

加藤です。

今の多元的代表性の18ページのところなんですけれども、皆さま方の意見を聞いていると、ちょっと僕の頭の中とは違いまして、社会的な多元性というこのレベルの話は立候補者のレベルなんじゃないでしょうかね。立候補するときに多様な属性を持っている人たちが立候補していけば、投票率もおのずと上がっていくんじゃないのかなという文脈で僕は読んでいて、だから17ページに投票率が下がっているとか、そういう話になっていると。だからということで、いろんな人たちが選挙に参加してくれればというふうに僕はこのペーパーを読んだんですけれども、そういう話じゃないんですか。その後、較差がなければ選挙をして、一定の人が当選すると。そのときには命令委任を受けない県民全体の利益の代表者として行動してねというストーリー展開だと思っていたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

金井座長

いかがでしょうか。

谷口先生のおっしゃるように、有権者のほうから見るのと、立候補ないし議員のほうから見るのと、両方があります。立候補が多元的であっても当選者が多元的であるという保障はないかもしれないですが、どうしましょう。加藤先生、もし修正案があればお願いしたいんですが。

加藤委員

具体的に今何か文言をおこせと言われるとつらい部分があるんですけども、多角的代表性の最初のところに、立候補をしやすい環境整備というようなものは入れることはできないんでしょうかね。要は無投票当選があるのが困るわけなので、そのときに例えばジェンダーで言えば女性の参加、あるいは若い人たちの立候補、さらには様々な職業経験を積んだ人たちが立候補できるような環境整備というようなことがあれば、多角的代表性の一番最初のスタートラインは確保できる。選挙の結果、落選したら落選したでこれはしょうがないわけなんですけれども、そういう部分をここに入れるというのはおかしいんでしょうか。であれば、先ほど言われた高橋委員の民主的正統性というのは、これ選挙をやった後のお話ですので、当選された方がその後は、つまり、個人の属性にかかわらず、きちんと全県民のために仕事しなければならないんだということは忘れてはならないというふうに持っていくことはできないかという考えです、以上です。

金井座長

そうしますと、例えば2段落目、「県議会の役割も変化していく中では、立候補をしやすい環境の整備など議会の多角的な代表性の確保が」という感じでいいですかね。

加藤委員

はい。私はそうした方がよろしいんじゃないかと思いますが。

金井座長

とりあえず「立候補をしやすい環境の整備など」と入れてみてということ。また皆さんの方からも色々ご意見いただければと思いますが、とりあえず有権者側だけではなくて、立候補側の話も入れておく必要がある。ここで非常にやっかいなのが地域や空間に関しては選挙区制度ということで、ある意味であるエリアから立候補しやすい制度がとられているので、一括で扱うのはなかなか難しいと思うんですが、立候補しやすい環境の整備ということでジェンダーや年齢、職業の面というのはかなり救えると思いますので、とりあえず仮置きでそういうふうにしておきたいと思います。また皆さんからもご意見が

あれば、さらに考えていきたいと思いますが、とりあえずそんな感じで。

加藤委員

お任せいたします。

金井座長

ありがとうございます。

他の方がいかがでしょうか。今まで出た点でもいいですし、それぞれご関心のところでもよろしいですが。

岩崎委員

いいでしょうか。

35 ページの比例代表制のところですか。比例代表制を導入すると、例えば利点①に「政党化を通じた多様性」ですとか、「政党化」というのがすごく全面に出すぎているような気がしています。私は比例代表制がどうかと思うのは、名簿式であるということがすごく重要で、政党をベースとした選挙制度であるわけです。それは政党が名簿を作って、その政党名簿に投票するということですので、名簿というところが抜け落ちているような気がします。先ほどの多元的な話なんですけれども、候補者の多元性を確保する一つの方法としては、政党名簿の作り方によってそれが可能になるかもしれない。どれほど政党にフランスのように強制ができるかどうかということは色々問題があるかも知れませんが、逆に言えば、政党がどんな名簿を作るかで、名簿の内容で競争することで有権者が判断をする。同じような属性の人たちが並んだような名簿なのか、それともいろんな人、男女もそうですし地域性もそうですし、職業もそうですし、そういうような名簿を作れる政党がやっぱり重要だというふうに判断するかということなので、政党名簿というか名簿をここにに入れていただきたい。

金井座長

具体的にはどういう感じで入れたらいいですか。

岩崎委員

利点①のところ、「政党化を通じた多様性が、政党の考え方」ここではなくて、「政党をベースとする選挙制度である比例代表制は政党名簿に基づき投票が行われる」とかですね。

金井座長

あるいは「政党の名簿作成を通じた」というのではどうですか。

岩崎委員

政党の名簿作成を通じて。

金井座長

候補者名簿ですね。

岩崎委員

もちろん、各政党が候補者のリストを作りますよね。それに各政党がその名簿を作るわけで、あんまり理解されていないところがあるので、ちょっと丁寧に説明するのであれば、政党が自分たちで候補者の名簿を作る。その際において、名簿の作り方によっては候補者の多元性が確保されることも可能である。政党名簿は選挙前に公表されるわけですから、政党名簿の持っている候補者の属性やいろいろなものを見ながら、有権者がこの政党はこれまで通りのタイプではなくて、新たな議員を送り出そうという姿勢があるのかなというふうに判断する材料になる。政党の名簿に応じて政党が競争することもできるということなので、比例代表制は「政党化」というところがネガティブにみえるんですけど、名簿が重要だということを入れてほしいということです。

金井座長

例えば利点①で、「政党の名簿作成を通じた多様性が政党の考え方によっては確保しやすくなるかもしれない。（政党間の名簿の作成を通じる競争を進めることで）」という感じですか。

岩崎委員

すばらしい。そうです。

金井座長

そんな感じでちょっと修正しましょう。確かにおっしゃったように、比例代表制だからといって、必ずしも拘束名簿でなくていいんですね。

岩崎委員

そうです。名簿式であればいいんですね。拘束のほうが多様化の確保にはいいかもわかりませんが、そこまで言う必要はないので。

金井座長

とりあえず名簿が大事だと。

岩崎委員

それと、今の座長のすばらしい表現はそこに入れていただいて、その後ですね、ここに書いてある※印の上2つがいないような気がします。「政党の公認権を持つ」とか、公認権というか、今の名簿の話から見るとなんかすごいネガティブに。

金井座長

名簿の作成によって、多様性のない、全員統一感のある名簿を作ることもあり得るのです。

岩崎委員

それはそう。言いなりになる候補者しか揃わないとか、これもバラ色だけではなくて少し現実味があるのはわかるので、ちょっとそういう言い方に変えていただきたいなというのと、それから※印の2つ目は、これは投票の結果の話であって、制度の話と投票行動の話と一緒にすることはないのかなという気がしています。3番目については、三重県は確かにこうだから重要かなと思ったりしますが、上の2つの※印はなんとなく違和感があるということです。以上です。

金井座長

そうしますと、1つ目の※印は「政党の公認権を持つ者の言いなりになる候補者しか揃わない可能性もある」というのは、やや表現が露骨すぎるので、「政党の名簿作成の在り方によっては多様な候補者が揃わない可能性もある」と。それくらいでいいですか。

岩崎委員

はい。すばらしい。

金井座長

そうなんですよね。言いなりになる者でも多様な名簿は作れるんですよね。

岩崎委員

そうなんです。

金井座長

色々、よりどりみどり多様性を揃えたように見えるけれども、全員言いなりだという可能性もあります。むしろ政党の名簿の作り方によっては多様な候補者が揃わない可能性もあると。

岩崎委員

政党の名簿作成能力がすごく問われているということがわかればいいです。

そうすると、政党の考え方とか構成の考え方も変わってくるのかなというので、作成能力が全面に出るといいかなという。

金井座長

ただ、制度の問題なので、有能な政党であれば多様な者が揃うはずだとも言えないので、政党によってはあえて名簿式なんだけれども、統一感がある同じようなクローンのような候補者を揃えるということも選択としてはあり得るわけですよ。そうすると、名簿式比例代表制を導入するということを手段として、多様な候補者が揃うという保障は全くない。

岩崎委員

でも可能性は高い。

加藤委員

加藤ですけれども、35 ページの例1は今議論している限りは、これは明らかに名簿式比例代表制ですよ。そうすると、名簿式比例代表制と明記したほうがクリアですね。

金井座長

わかりました。

加藤委員

それと、あとはここで利点が①、②というふうにあがっていて、そうした場合、普通こういうペーパーの書き方の場合は、今度は短所ということで欠点になるんでしょうかね、長所と短所ということでバランスよくここが記述されたほうがよろしいかと思えます。それで、今言われた※印のところの2番目のところに何か加える、また、最初の※印のところに関して言えば、たぶん三重県の政党の幹部たちの公認権が強まるなど欠点を記載するのが無難な書き方かなという気がいたしました。

金井座長

どうでしょうかね。ここでは公認権がもちろん強まる。

加藤委員

要は党幹部の公認権行使が強まるということがあるんですけども、あともう一つは、ここで比例代表制をやったときの大きい欠点は、無所属候補者をどう選挙するのかということが書いていませんので、そこが最大のウイークポイントになるかと思います。

あと、ついでに例2のところ非常に違和感あるのが、名簿式比例代表制を導入することが第1番目の選択肢、第2番目の選択肢というのがなんで小選挙区比例代表並立制なのかと。小選挙区はなるべくやめましょうというようなことが本文のほうに書いてあったにも関わらず、ここは小選挙区比例代表ということで、衆議院と同じ発想で物事が書いてある。

金井座長

わかりました。そうしますと、35 ページのところはあんまり現実的な案ではないという意味においては、そんなに精査する必要はないのかもしれないのですが、一応まず例2のほうですね。ご指摘のとおり、報告書全体としては小選挙区はやめようと言っているにもかかわらず、ここで小選挙区を言うのはおかしいので、これは「小」を取って「選挙区比例代表並立制」にしていいですか。ここは谷口さんのアイディアだったので、理屈上は、選挙区は地域の役割を持つというふうに入れば、小選挙区でなくてもよいという。

谷口委員

そう思います。全くその通りで。例2は削ってもいいぐらいで。ただ、完全比例代表のような例1だと、先ほど先生方がご議論された色々な弊害があって、候補者の多元性を確保することは名簿を通じてできるが、今度は地域代表の確保が難しいので、選挙区との並立ということ考えたもので、金井先生がおっしゃるように小選挙区に絞るものではないと思います。

金井座長

じゃあまず1点ですね。加藤先生いろいろ出したので、私頭混乱しているんですが、まず無所属の扱いが、無所属が立候補できなくなるじゃないかというのが比例代表のときの問題ですね。

加藤委員

名簿式の場合ですね。今、谷口委員が言われた例2の選挙区が加わる比例代表制であるならば、選挙区では無所属は立候補できるのでという意味合いでこの例2を私は理解したんですね。

金井座長

なるほど。そうしますと、とりあえず例1のほうにもう一つ※印を加えて、無所属候補者が立候補できなくなるおそれがあるということでもいいですか。

加藤委員

それが一番の欠点だと思います。

金井座長

理屈上は、無所属は無所属名簿というのを作れば出られるんですけど。でも、一応一般的には政党で出るという意味では、無所属の扱いが難しくなるということを加えるところですよ。

それから、加藤先生がご指摘されたように、利点を掲げているんだったら、欠点も掲げるべきでないのかというのは全くその通りであるんですが、そういう意味では※印は実質的には欠点ないし懸念点ということなので、あんまり欠点と言わなくてもいいかなと思うんですが、いかがですか。

加藤委員

たぶんこれは公選法なり地方自治法を改正しなければできないお話でございますので、あんまりここでああだこうだという議論はしないほうがいいと思います。そこで書き方としては、「例1) 名簿式比例代表制、例2) 選挙区比例代表並立制の導入が考えられる」ぐらいにして、ただその場合、なぜそういうことを言ったのかわかるように、メリットが1個、2個、また逆にデメリットもあるという意見が委員の間であった、くらいで収めたらいかがでしょうか。

金井座長

もうちょっと短くするという感じですか。

加藤委員

はい。そうです。これは現実可能性が非常に低いテーマです。

金井座長

あんまり一生懸命書いちゃうと、おかしいことになる。ちょっと全体に簡略

化したらどうかというアイデアもいただきました。いろんな方からご意見いただくと、普通に修正していくとどんどん長くなっている状態にありまして、簡略化したほうが良いというご意見ですね。

加藤委員

はい。以上です。

谷口委員

私も今の簡略化のご意見に賛成で、最初のご意見、名簿式の比例代表を導入すると書いて、利点①②があつて、3ポツ目を一番上に出したほうがよいような気がします。つまり政党を通じた選挙制度にするかどうかは議論の余地があつて、ここに括弧書きで先ほど加藤先生がおっしゃったような政党の公認権が強まるという問題などは括弧に入れておくと、1ポツ目も吸収できるかなと。2ポツ目も先ほどご疑念が示されたとおりのことがあると思いますので、これだと書きすぎになっているようでしたら、比例代表の場合は地域代表の確保が難しい面があると書く。それを救う点として例2のような並立制があるということで、全体をちょっと短くできるかなと思います。

金井座長

じゃあ、今のようなご指摘も踏まえて、ちょっと短くしたいと思いますが、この場で修正案を具体的にお示しすることができないので、ここは座長一任をお願いするということになろうかと思います。ただ、報告書から言うとやや傍論にあたる場所なので、ちょっとそれはご理解いただければなと思います。

とりあえず以上で出た意見は全部議論できたかな。2つ目のポツもあんまり余計なこと書かないで、比例代表になると地域代表が難しくなるかもしれない、そういうことですね。

谷口委員

はい。

金井座長

ありがとうございます。ちょっとここは簡略化するというのでいきたいと思ひます。

ちょっと1時間経過してしまいましたので、ここで一旦休憩を取らせていただければと思います。14時15分再開ということによろしいですか。一旦休憩にしたいと思ひます。

(10分休憩)

金井座長

それでは15分になりましたので再開したいと存じます。
他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

原田委員

よろしいでしょうか原田です。

金井座長

はい。
よろしく申し上げます。

原田委員

すみません。

先ほどマイクが入ってなくてちょっと時機に後れた話で申し訳ないんですけども、18ページの多元的代表制のところでは民主的正統性と多元的正当性の違いを書き加えた方がいいというご意見があったかと思いますが、これは学問分野によって違うのかもしれませんが、民主的正当性という言葉をもどどのように理解するかはいろいろと立場があって、その民主的正当性と多元的代表制っていうのは必ずしも矛盾しないという理解もあり得ると思うので、私は今の記述のまま何も加えないのがよろしいんじゃないかと思います。

つまり民主的正当性は恐らくは、なんと言うのでしょうか、手続き的なものといえますか、中身は何も決まってないといえますか、というふうに理解するのがおそらくは一般的で、選挙によって選ばれるということが重要だということまでは多分一般的な理解で、その選挙の中でどのような代表を選出すべきかということについてまで、民主的正当性が一義的に決めているとまでは言えないのではないかと。

ですので、その中で多元的な代表制を実現することも民主的正当性の枠内には入っているという理解をすれば、現在の書き方で、私は特に問題がないというふうに思いました。

それが1点と、もう1点は全然違うところなんですけど、49ページの一票の較差の、エですね、エの一票の較差の※印の一つ目の「ただし較差が縮小する場合はその限りではない」という表現がありますけれども、これがちょっと意味がわかりにくいというか、前後の関係で意味がわかりにくいので、おそらくこれは、

定数を変更した結果較差が縮小する場合は、較差がある程度大きくてもよいという意味だと理解しましたがけれども、それで合ってるかどうかと言う事と、ちょっとわかりにくい表現なので、何か言葉を足すか、ただし書き自体、削除するかの方がいいかなと思いました。

以上です。

金井座長

はい。

今のまず2点目のご指摘なんですが、事務局はどういう意味でしたっけ。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。

ここは、まず本文の方につきましてですけども、人口比定数、人口比で出した定数でまず較差を算出した結果があって、それから特別の事情に基づいて定数を配分した結果として、また較差が出てきますという二つを比べた場合に、本文の方は両方があまり大きな乖離をすることは避けるということで、このただし書きの部分につきましては、例えば、人口比だけで計算した結果の較差が例えば2.8だとして、そのあと、特別の事情を踏まえて、係数配分した結果の定数で計算をした較差が、例えば2.8を下回るような場合、例えば2.6とかいうふうな形で、較差が縮まるような場合については、それがいいですよという趣旨のところでございます。

以上でございます。

金井座長

はい。という趣旨だと思うのですけれども。

較差が縮小するけれどもなお大きく乖離してる場合はどうするのかと。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局ですが、よろしいでしょうか。

較差が縮小する場合であれば、どれだけ較差が開いても、そこは問題ないという趣旨で、要は普通に人口比で計算したよりも、実際に割り振った定数による較差の方が、1に近くなるっていうふうなことであれば、それは望ましい方向ではないかなというふうなことで考えているところでございます。

金井座長

いや質問はですね、望ましい方向だけでもなお絶対的に大きく乖離すること

もあるわけですね。最初の較差よりは小さくなったけれどもなお、やっぱり大きいと、例えば4.0倍が、3.5倍に減ったと。それでいいですかってそういうことですね。

事務局（袖岡政策法務官）

すみません。事務局でございます。

ここでの乖離は人口比定数で計算した場合の較差との乖離というふうな、限定的な趣旨でございますので、絶対的な較差と比較をしているという、趣旨ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

金井座長

はい。わかりました。

確かにわかりにくいので、ただし以下は削除した方がいいような気がするんですがいかがでしょうか。

大橋委員

大橋ですが。私も削除に賛成です。

アを参照と書いてあるのですが、本文のところには何も書いてありません。

そういう意味では、これは削除してよいのではないかと思います。

金井座長

はい、じゃあ削除しましょう。

ちょっとなかなか、難しい表現なのでここは削除ということにしたいと思います。

あと、原田先生がご指摘された、民主的正当性と多元的代表制はすごく難しい話なので、やっぱり書かないほうがいいのではないかということなんです。

はい、いかがでしょうかね、高橋委員さんこれは、いやでもやっぱり何かちょっと書いておいた方がいい。関係がどうなっているのか…。

高橋委員

確かに、学問的にいろいろと議論があるということは理解できますけれども、やっぱり一般の方が基本的には読むということを想定すると、一見やはり、その関係はどうなるんだろうという疑問が出てきて、しかも46から47ページにおいては、そういうような表現もあるので、そこはさらっとでいいんですけども、何かやっぱりコメントを入れておいた方が私はいいと思いますけれども、ど

うでしょうか。

だから矛盾するとかいうことではなくて、両者の関係性を十分検討することが必要であるというぐらいのことでもよろしいと思います。

金井座長

原田先生も両方の観点があつて、矛盾するというよりは、位相が違うってことですよね。まず選挙することが大事だということと、それが民主的正当性だとして、しかし選挙したら、じゃあ多元的でなかったら困るだろうっていう話もあつて、それはやっぱりそこで、両方必要だつてことでしょうね。

そういう意味では、多元的代表制と民主的正統性の調和が大事ということぐらいは書いても、多様な学問的理解に反するわけでもないという気もするんですが、原田さん、どうですかね。

原田委員

矛盾するわけではないということが伝わるのであれば、別に構わないと思いますけれども、46 ページの補完措置で言っている話っていうのは、これは代表制なんですかね。

金井座長

いや、これは代表じゃないです。補完です。

原田委員

ですよね。これがあるからっていうのは多分理由にならないので、それとは別枠として考えるべきだと思います。

それと一般論として申し上げますと今日最終回で、これ以上に文言を付け加えると、やはり各委員の了解を得る必要が出てきますので、詳しくする方向で書き直すというのはなるべく避けるべきではないかというふうな気がします。

以上です。

金井座長

はい。

そう言う意味では、あまり書き加えるとやっかいなのですが、そういう意味では、今、具体的な修正案を含めてですね、議論しているということになるのですが、多元的代表性と民主的正統性の調和が重要であるという一文くらいを加えるというのでいかがでしょうか。

それは必ずしも補完措置とは関係がない。関係がないといえますか、補完措置

では代表にはならないので。

高橋委員

はい。それで結構でございます。調和ないしはバランスみたいな用語ですね、必ずしも矛盾ではないということは理解しておりますので、そんな感じで座長の方で記載していただければと思いますが、いかがでしょうか。

金井座長

じゃあ、多元的な代表制と民主的正当性の調和が重要であると。バランスと言ってしまうと両方対立してるようなイメージになりますので、調和が重要であるということで、まとめていきましょう。ちょっと付け加えることにはなりますが、ご理解いただければと思います。

高橋委員

すみません。

金井座長

はい、どうぞ。

高橋委員

31 ページなんですけれども、議会の費用ですね、記載のくだりなんですけれども、議員1人当たりにかかる費用を乗じて得た額のことっていうふうに1人当たり直してますけれども、ここの表現として、これ説明だと思しますので、説明としてはやっぱり総額が結局多くならなければいいだろうという趣旨だとすればですね、やっぱり総額の問題として書いてしまう、すなわち議会にかかる、議員の報酬だとか、当然政務活動費だとか、事務局の人件費というのが内訳でいるわけですよね、そういったものの総合計であると。

それを増やさない限りにおいて、総定数を増やすことは可能というような趣旨の説明の方がよろしいのではないかと思います、どうでしょうか。

金井座長

議会にかかる費用の総額のことと。

高橋委員

そうですね。内訳を少し書いたらいいと思うんですけど、議員報酬とか、先ほども言いました政務活動費、それから事務局の人件費、というようなことの総額だ

と。

金井座長

はい、議員報酬など議会にかかる費用の総額ということでいいわけですか。

次もですね、総定数を増やすとしても、議会の費用が減ることになるのであれば、ですよ。議員報酬とは入れない、議会の費用と定義しましたから。

そのような修正でよろしいですか。

高橋委員

はい。結構です。

それとすみません、もう1点なんですけど、42ページと43ページの資料についてですね、うちの全国議長会の資料もあるものですから、少し正確を期するために言っておきますけれども、まず、42ページの方は、一つ目の都道府県議会、一つ目のマルのところですね、都道府県議会議員選挙のところは、これ7.45で、「全選挙区間」って書いてありますが、これは「島部選挙区を除く」だと思えます。ですから、ちょっとご確認をいただきたいと言うのと、

金井座長

これは特例選挙区ではないんですね。

高橋委員

特例選挙区ではないと思います、島部で。判決文の中にそう書いてあったと思います。

金井座長

ではこれはちょっと要確認で、あとで事務局と調整させて下さい。

高橋委員

それからあと、43ページの方の表なんですけど、これ和歌山が抜けてるんですけれども、これは1.71で、うちの資料だとですね、1.71が入っているはずなんですけど、なぜ抜けているのか。ちょっとご確認をいただきたいということですね。

金井座長

はい。これはちょっと僕も気になっていました。事務局にお伺いしますが、これはなんで抜けているんですか、和歌山は。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございます。

ちょっと、原因は今すぐわかりませんが、おそらく事務的に抜かしてしまったのかなと思いますので、それは入れさせていただきたいと思います。

金井座長

今、高橋さんから 1.71 だろうということですので、ちょっとそれご確認ください。

あるいは全議の資料とか、つき合わせていただければ。

はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。

後ろの方の 46 ページですが、大丈夫でしょうか。

全体についてはですね、座長と事務局の方でうまくまとめていただいて、特に四角囲みの資料などが充実しましたので、非常にわかりやすい報告書になったと思っております。

それから 3 倍未満と、較差は 3 倍未満ということも前回ちょっと少し質問しましたが、その裏付けも掲載いただきましたので、今もちょっと話ありましたが、よかったと思います。

私は最後の補完措置のところちょっと文章が少しわかりにくいということと、ここは意外に重要じゃないかと思いましたので、少しチャットでも代替案、変更案をちょっと書かせていただいたんですが、46 ページの下から 7 行目のところです。

「例えば」の後ですけれども、「正式な議会の代表にならないにしても」、とこの部分は、ちょっと言葉を補うだけですけれども、「正式な議会の構成員にはならないとしても」、という言葉の方がいいんじゃないかと。

議会の代表、っていうと、ちょっとわかんなくなるので、どっちの議会なのかもわからないのでですね、としても、その次が大事なんですけど、チャットで書かせていただいたように、各市町の代表的立場にあるものの参画を認める仕組みと、仕組みがあれば云々というふうにこれ次の文に続いてきますけれども、各市町から代表のようなものを出す仕組みというのはちょっと曖昧ですので、「代表的な立場にあるものの参画を認める仕組み」、とこういうふうにしてはどうかということ、それからより重要なんですけど、5 行目ですけれども、「具体的には」の後ですけれども、例えばこうしたら、この後の文章がちょっとよくわからない、

なにか会議体を設けろみたいな感じになっている、会議体と県議会が何か交渉するのかと、国と地方の協議の場というのもなんか例示に出てましたので、ちょっとこの制度設計がよくわからないので例えば、私以前準議員みたいな感じのことも言いましたが、そこまでちょっと踏み込めないかなと思いますので、例えばこんな感じでどうかということです。

具体的には、県議会が市町長や市町議会議長を参与委員等に委嘱し、一定の議案等に意見を述べる制度や、これが一つ目、それから県議会の附属機関としてこれらのものによって構成される会議体を設置し、一定の議案等について諮問等を行う制度。

市町村の従来利益に関わるようなこと、あるいは特定の地域の利害に関わるようなことをした一定の議案という意味なんですが、それについて諮問をし、答申を受けるといったような議会独自の制度を設けてはどうかということで、諮問等を行う制度が考えられる、それから議長会のことを触れていただいていますので、このほか、三重県の市長会、町村会、両議長会に県議会への参画を認める制度も考えられようというふうに、6団体といいますか、市町村団体について、ちょっと配慮したことも書いてはどうかということで、3つのものを挙げてはどうだろうかということで、3つの仕組みをちょっと例示してみてもどうだろうかということでもあります。

そのほか次の部分では国政における、国と地方の協議の場云々というふうに出てますけれども、ちょっと違う制度のような感じもしますので、ぴったり来るのであればこのまま残してもいいと思いますが、私の提案としてはその部分を切っちゃうということで、先ほど言った参画を認める制度も考えられよう、でもこのページは閉じちゃうというのがご提案でございます。

以上です。

金井座長

はいありがとうございます。

具体的なご提案ありがとうございます。

皆さんいかがでしょう。

最終回で細かい文言を詰めるというのはかなり大変なことではあるのですが、前半の方ですね、各市町の代表的立場にあるものの参画を認める仕組みというので、出てきたものですが、加藤さんなにかありますか。

加藤委員

この補完機能については、選挙によって選ばれない人たちの声を県議会が受け止めるというところにアクセントがあるはずなんですよね。

だから、県議会議員以外の別の、例えば、各市町村の広告にある首長だとか議員さんこういう人たちが知事ではなくて、議会にストレートに声を出すような仕組みづくり、そのことが明確になっていけばよろしいのではないかと思います。

47 ページで「また、」というのは、公職の立場にいない現場のNPOの人達等々、この人達が県議会できちんと発言できるような場の確保、こういう二つのルートを確認していけば、選挙とは異なった、いわゆる少数派の人たちの、ルートづくりができるんじゃないのかという文脈なんじゃないでしょうか。

金井座長

ええ、そうですねはい。

加藤委員

そこがはっきりすれば、言葉は何でもいいです。

ただ1点ちょっと、これは事務局に聞きたいんですけども、47 ページの一番上から3番目なんですけども、三重県議会の場所は議事堂という言葉を使うんですか、議場なんですか、正式な名前です。そこは修正された方がよろしいんじゃないかなと思います。

金井座長

はい。

まず2点目ですね、議事堂という言葉を使うのかということですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございます。

議事堂という言葉を使っております。

以上でございます。

金井座長

はい、これは三重県の用語ということで、これはそのままということにしたいと思います。

それから、第1点目なんですけども、具体的にどう表現するかということですね。

これはですね、人口比例を非常に厳格にすると、人口の少ない市町の地域の代表ないし議員というのは当然少なくなる。それに対する補完措置なんですけれども、本文で書かれているのは各市町から全員が代表になるので人口の少ない市町が代表として出てくるということなんです。磯崎提案の場合にはですね参

与委員に誰が委嘱されるのか、これまた多数派になってはいけないということですよ。

市長会、町村会や議長会の場合には、必ずしも人口比例ではなくて、団体の数で決まるということなんです。県議会が委嘱すると、県議会の多数派が県議会として補完しないような人を参与委員にする可能性があるんで、これはちょっと最初のやつはだめだと思うんですが、どうですかね。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。

私もちょっと悩みにしたところですが、こういう省庁や市町議会議長、これは私は全員を参与委員にする…

金井座長

全員ですか、全員なら大丈夫ですね。

磯崎委員

ええ、確かにそれでうまく機能するかという問題はありますけれども、参与委員のこの名称ももちろん、これに限定したわけではありませんが、重要な議題があつて、出席の求めがあつた場合に、意見述べることができるとこんなふうな構成にして、全員がそろわないと議会や会議として成立しないというふうにしないで、個々の人間が参与委員だというふうに考えたらどうかということになります。

加藤先生おっしゃったのはその通りで、次のページにいくと、公選選挙によらない、公選以外の公選職以外の方々の県議会への参画、これが次のページ「また」以下だと思います。

このページは、座長もおっしゃったように、人口の少ない市町の声、地域の声をどう生かすかということですので、市町、市町長または市町議会議長などを関与させればいいのかということ、考えてみたということでございます。以上です。

金井座長

はい。

確かに今、ご意見いただいたんですが原田委員ご提案もあつて、あまり書き換えたりするの大変だということで、いかがでしょうかね。

「具体的には」以下を全部削除してしまうというのはいかがですかね。

最初の方の、「各市町の代表的立場にある者の参画を認める新たな制度があれ

ば」までにして、「生かすことができる」でもう切ってしまうてですね、「具体的」以下は、全部削除というのでいかがでしょうか。

原田委員

原田ですよろしいですか。

私も金井座長のご意見に賛成で、もちろんここは代表性とあまり関係がありませんので、何を書いてもいいと言えればいいのかもしれませんが、しかし他方であまり制度の詳細について我々の意見を、ここで書いておくということもあまり意味がないことに加えて県議会に余計な、何というのでしょうか、拘束をかける可能性もありますのでそこは自由に考えていただいて、しかし重要な点は、人口比によって代表がされなくなるかもしれないところについての一定の配慮を県議会として考えてくださいというメッセージだと思しますので、座長がおっしゃるような案でよいのではないかと思います。

以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。

他の方よろしいですか。

磯崎委員

磯崎ですが、私はやっぱり、残念だなという感じがしますが。例えば、私の案でも「このほか」の方はもう切ってしまうと、議長会などが団体として意見表明するっていうのは現状でもできると思いますので、そこは切ってしまうていいと思いますが、こんなアイデアもあるんじゃないかということは、具体的には、例えばでもいいと思いますけども、例示として入れた方がいいんじゃないか、先ほどの代表的立場にある者の参画というのと、その参画っていうことをかなり深読みしないといけない、あるいは今だってそれなりに意見を出すことはできるよねっていうふうに考えると、インパクトがないというか、新しい制度を考えたらどうですかというメッセージとして受け取れないと、いうところがあるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

まあみなさんの意見で、一般論というか、抽象論でいいということであれば従いますが、私としてはできれば、3つ挙げましたけど、そのうち2つぐらい、あるいは1つ、入れたほうがいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

以上です。

金井座長

はい、他の方がいかがでしょうか。

確かに具体的なものを残したいという気持ちは誠に私も同感なのですが、やはり最終回に出てしまおうとなかなか。もう少し早目に言っていただきたかったなというのがあって、少々生煮えなのでここまで具体的に書くのはちょっとしんどいかなと思いますので、やはり、「具体的には」以下を全部削除するということにさせていただければと思います。

磯崎先生に申し訳ないのですが、ちょっと皆さんからも議論の意見が出尽くしていないというふうに、言わざるをえないと思います。ただその「参画を認める新たな制度を作れば」というのはいかがですか。

7行目ですね。「各市町の代表的立場にある者の参画を認める新たな制度を創設すれば」、とかですね。「新たな制度を作れば」、というのでいかがですかね。

磯崎委員

新たな仕組みですかね、新たな仕組みがあれば、県議会が人口比例のもとでというふうが続いていくと思うのですが…。

金井座長

新たな仕組みでいいですか。仕組みだと弱いのもうちょっと、制度ということで、参画の…。

磯崎委員

制度ってそこ変えちゃうってことですか。

金井座長

はい。その方が磯崎さんとしては新たな具体的な提案に近づくのでは。参画だけならば、話聞くのは、日常的に聞けばいいではないかという話になってしまうと、今でも聞いてますよと言われてしまいます。そこで、新たな制度を作ればとか、ですね。

磯崎委員

はい、結構です。

金井座長

では、申し訳ないですけど。なかなか全員のちょっと意見が出尽くしてないということで申し訳ないです。

ただ議事録が残りますので、議会においては、具体的な制度の議論もあるのだ

ということは、ご理解いただけると思っていますので、磯崎先生のご趣旨は十分伝わると思っていますので、よろしくお願ひします。

大分時間終わりになりましたがよろしいですか。

皆さん、一通り意見は出尽くしたと思ひますが。

岩崎委員

よろしいでしょうか。

意見ではないのですが、目次なんです、目次に第1章が抜けてるんです。

金井座長

あ、本当ですね。はい、これは直します。

岩崎委員

お願ひします。

それから同じく目次なんです、参考資料の方で、参考資料1、2で、それだけでそっけなさすぎて、折角ご説明にあったように、2015年から2045年までの人口推計でこれだけのことを出しているわけですから、例えば参考資料1の内訳として、2015年2020年2025年で、51、45、51、同じように参考資料にいても、2015年から各5年ごと、国調ごとに、2045年まで出しているというのが、見えた方がこの資料の内容がはつきりわかるような気がします。

金井座長

はい。ありがとうございます。

そしたらですね、確認をしますが、まず参考資料の方は細かい目次をつける。

1 ページごとに表題はついてますんで、それを明示するというこゝで、よろしいですかね。

例えば2ページは、平成27年定数51の場合と、多分1ページごとにキャプション的についてますんで、これを全部、目次に載せてしまった方がですね。

岩崎委員

そうですね。

それからもう一つですけど、この51と45はそれなりに意味がある。51は現行だし45は前に条例改正でえた数字なんですけど、例えば、2025年度では49、2030では47、2040では43、2045では41というのがそれ以外に出てるんですよ。

これは先ほど袖岡さんのご説明だと、人口減に合わせた定数減であるわけで

すから、そうするとそれが目次でもわかるようにしてもいいのかなと思ってます。以上です。

金井座長

はい。その趣旨は報告書自体が人口減に比例して、総定数を減らすという提言をしておりますのでそれに合わせたシミュレーションということなので、その趣旨も目次に加えたいと存じます。

別に定数減をしろと言ってるわけではなくて、人口比例にするとそうなるというシミュレーションです。

はい、ありがとうございました。他はよろしいですか。

事務局（袖岡政策法務監）

座長よろしいでしょうか。

先ほどの資料編の関係で、人口比例で定数減をするところの説明につきましては、一応今の目次の下のところで※印で書かせていただいた部分がございますが、この程度でいかがでしょうか。

金井座長

そうですね人口減の理由は書いてありますね、わかりました。

他にご意見はございますでしょうか。

はい、よろしいですか。

他にご意見がないようですので、議論は尽きたと思います。最終報告書の座長案については、一通りご意見をいただけたものと思います。

本日いただきましたご意見を踏まえて最終報告を修正させていただきたいと思っております。

修正箇所について事務局に確認をお願いします。

事務局、お願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございます。

修正部分について、確認させていただきたいと思っております。

細かい部分もありますけれども、まず、本冊の方でございますが目次について第1章が抜けているというところがございます。

それから、11 ページ、第2章のところですが、下から三つ目の段落で、広域というところにつきましては、「広域への対応」というふうな表現にすると、それから、18 ページにつきましては…。

金井座長

12 ページに都道府県ですね、2 段落の最初で。

2 段落の最初の行は都道府県、2 段落の 3 行目は近隣府県のままと。

事務局（袖岡政策法務監）

はい、わかりました、そのようにさせていただきます。

それから、18 ページに飛んでいただきまして、2 段落目の「また」のところですが、その 3 行目のところ、「中では」で「立候補しやすくする環境の整備など」というところを挿入するという。それから、一つ飛んで、「一方で」の段落でございますが、この一行目の最後「社会的実体として」というところから、ずっと行って 3 行目「指摘もあるように」というところを削除するという。併せまして、欄外でございますが注書きの 4 番、有権者に占めるというところ、ここは削除になります。

続きまして、19 ページでございますけれども、ここは 1 段落目の後ろになるうかと思いますが、この民主的正当性と、この多元的代表制の関係というあたりについて、調和をはかるという趣旨の、文章を追加するという。こと。

それから飛んで 31 ページでございますけれども、表の下の議会の費用というところの項目について、ここでは議員 1 人当たりのかかる費用というところを、議員報酬等、議会にかかる総額という話に修正をするということ。です。

それから、細かいところで 34 ページの一番下の段落、格差、は較差の方にさせていただきます。それから、35 ページでございますが、比例代表については、名簿式比例代表制というふうな形でさせていただいて、あと少し、全体的に簡略化をします。

あと例 2 の方の小選挙区比例代表並立については、小をとって、選挙区比例代表並立制という形で、全体的に簡略化をするというふうなことでございます。

42 ページでございます。今回追加をした表でございますけれども、この 42 ページの判例の表の、一つ目のマルの一番上東京都議会選挙の最大較差の欄について、これが全選挙区間ではなくて、島部、ですね、島部の選挙区を除くんだということ、あとは、誤字としましてこの二つ目のマルの、表の 1 番目千葉県議会選挙ですけれども、この最大較差の欄で特性選挙区となっているのが、特例選挙区と。誤りです。

続きまして 43 ページでございますが、和歌山県の数字が抜けておりますので、これは 1.71 っていうのを入れさせていただきます。

46 ページですけれども、一番下の段落、「例えば」のところですが、ここは、例えばの行の最後、各市町からの代表というあたりですけど、ここは各市町の代表的立場にある者の参画を認める新たな制度を作れば、という形で次に続けて

いくということと、あとは…。

金井座長

あと正式な議会の構成員にならないにしてもですね。

事務局（袖岡政策法務監）

はい、正式な議会の構成ですね。

それから、3行目、最後「具体的には」以下は削除するということでございます。

49 ページの、エの1票の較差の一つ目の※印のただし書きは削除するということでございます。本編はそんなところでして、あとは、資料編の方につきましては、目次でもう少し細かく、表示をするということでございます。以上かと思えます。

金井座長

はい。ありがとうございます。

今の箇所についてですね、加筆修正に伴う細かな表現や字句の修正等については、座長にご一任いただければと思います。よろしいですか。

磯崎委員

異議はございません。

金井座長

はい、ありがとうございます。

では座長一任とさせていただきます。

確定した最終報告書については事務局を通じて委員の皆様にも共有させていただきたいと存じます。その後三重県議会に報告書を提出したいと考えております。

それでよろしいですか。

磯崎委員

最後に1点だけ質問です。今後のことについて。

具体的にどういう形で、県議会議長さんに、いつごろ、どこで、誰がお渡しをするのかと。

その儀式みたいなものはどうされるんですかということだけ質問です。以上です。

金井座長

はい。

事務局、これはどういうふうに。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。

この修正をさせていただく形になるんですけども、その後、報告をいつ、どのようにということにつきましては、まだ少し検討中でございます。また座長とも相談させていただきながら決めさせていただこうと考えております。

以上でございます。

金井座長

報告書の日付は今日付になるんですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございますけれども、今日付けではなくて、実際にご提出をいただく日というふうに考えております。

金井座長

はい、わかりました。

とりあえず、修正した後に提出するんですが、いつごろなんですか。

いつごろどうやるのかという話はどうなっているんですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございますけれども、時期につきましては、修正が終わった後ということにはなりますけれども、具体的にいつにするかとかにつきましても、また、座長と相談させていただければと思います。

金井座長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。よろしいですか。

まず最終的なものをまとめまして、委員の皆さんに共有した後に、議会に報告書を提出するという段取りだということになってます。

はい、それではですね1の調査審議は終わりましたので、2のその他について移りたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

ここで先ほどご質問のありましたようなことについて言わせていただければと思っておりましたが、先ほどお話しした通りでございますので、特にございません。

金井座長

はい。事務局から特にないということでありますね、

それでは最後皆さんにカメラをONにさせていただければと思いますが、

それではですね、本日が最後の調査会となりますので、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

この調査会は大変闊達なご議論をいただきまして、私も非常に勉強になりましたし、いろいろなアイデアや議論が展開されました。

本当に、皆様のご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

私はあまり司会役とかには向いていない方なので、それはご存知の方も多いかと思いますが、にもかかわらず、皆さんの教えによって、こういうふうに、大枠についてまとめることができたのは本当にありがたいことだと思っております。

それからですね、COVID-19の影響によりまして、対面での会議というのが段々縮小される形になりまして、オンライン会議が継続したわけではありますが、今日も音声の不具合とか色々不都合はあることはあるんですけども、何とか実質的な意味でのコミュニケーションは取れたのではないかなというふうに思います。その点でもいろいろご不便とかですね、ご負担あったのではないかと思いますけれども、まあ何とかですね、オンラインでも意味のある議論ができたのではないかなというふうに思いまして、これも皆さんに感謝申し上げたいというふうに思います。

もちろんサポートしていただいた事務局の方も、いろいろ本当にご尽力いただきましてありがとうございました。

本当にお世話になりましたということですが、三重県議会に提出するまで、少し私の方は仕事残っておりますけれども、また今後とも、よろしく願いできればと思います。国の方には、報告書では、法改正を要望するというアイデアも入っておりますので、その関係でまたご尽力をいただく先生方もいらっしゃるのではないかと思います。その節には、ぜひこの報告書、ご理解・ご活用いただければなというふうに思っております。

ということで、本当にありがとうございました。

最後にですね三重県議会の日沖議長様よりご挨拶をいただくということなの

で、よろしく申し上げます。

日沖三重県議会議長

はい、三重県議会議長の日沖正信でございます。

調査会の終了にあたりまして、議会を代表して、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていたただきたいと思えます。

金井座長様はじめですね、委員の皆様におかれましては、昨年の10月から10回にわたる会議の開催と、2回の現地調査の実施を通じまして専門的、また学術的な観点から精力的なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

また新型コロナウイルス感染症の流行による調査への影響も懸念されてきたところでございますけれども、Web会議の活用などによりまして、最小限の影響にとどめていただきまして、今日までお世話になりましたことにつきまして、重ねて感謝申し上げます。

今後三重県議会といたしましては、令和5年4月に予定されております選挙に向けまして、選挙区及び定数に関する議論を行うこととなりますけれども、報告書においてその議論の土台となる考え方をお示しいただいておりますので、これを最大限尊重させていただきながら、三重県議会としての議論を行っていきたくと考えております。

最後に、金井座長はじめ委員の皆様の今後のご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

長い間、議論・調査お世話になりました、本当にありがとうございました。

金井座長

はい、ありがとうございました。

それでは以上で調査会を終了したいと思います。